



都市農地保全推進自治体協議会が国に要望 ～都市農地を守り農を実感できるまちを次世代へ！～

16日、「都市農地保全推進自治体協議会」の前川耀男会長（まえかわあきお：練馬区長）が国土交通省の太田昭宏国土交通大臣を訪問し、都市農地の重要性を訴えるとともに、都市農地の減少を抑え、農を実感できる都市環境をできる限り次世代へ残すことができるよう、制度の見直し等を要望した。

都市農地は、農産物の供給に加え、都市の環境保全、防災、食育など多面的な機能を持ち、都市住民にとってかけがえのない存在である。一方、農地面積は、都内だけでもこの10年間で約1,050ha（東京ドーム約223個分）減少しており、その保全が強く求められている。

今回、前川会長は、「都市農地は、豊かな都市生活に欠かせない社会資本で、大都市東京の大きな魅力の1つだ。保全する手立てをお願いしたい」と述べ、都市農業基本法を早期に制定し、具体的な施策を打ち出すこと、生産緑地地区の指定に係る面積要件を緩和すること、屋敷林などに係る相続税の支払負担の軽減、市街化区域で農地の貸借が支障なくできるようにすること等を太田大臣に対して要望した。

太田大臣は、本協議会の要望に理解を示し、「都市農地の問題は認識している。関係省庁と連携して取り組んでいく」と話した。

同協議会は、都市農地（市街化区域内農地）を持つ東京都内の38区市町で構成され、都市農地保全を目指し、自治体が連携して取組を進めている（平成20年10月28日設立）。



【太田国土交通大臣へ要望書を手渡す前川会長】

【都市農地の現状】

都市（特に市街化区域内の）農地は、都市に暮らす多くの消費者に対して、生産者の顔が見えて安心できる新鮮な農産物を供給するとともに、野菜作りや果実の摘み取りを体験する場や、食育を推進する場となっている。また、緑地として都市のヒートアイランド現象を緩和し、都市型水害や火災延焼による被害を軽減する場ともなっている。このように、農業・農地が持つ多面的機能は、都市において大きな役割があるにもかかわらず、都市の農地は高い地価による高額な相続税の負担等により減少が続いており、極めて憂慮すべき状況となっている。

【国への要望内容等】 別紙資料のとおり

【練馬区独自の取組】

生産緑地地区の下限面積の廃止、相続税納税猶予制度の適用要件の拡大等、都市農地の保全に向けた規制緩和が可能となるよう、平成26年8月に国に対して国家戦略特別区域の活用を提案している。

【問合せ】都市農地保全推進自治体協議会事務局（練馬区 都市農業課 農業振興係）

電話 03 - 5984 - 1403

都市農地保全を推進するための要望

我々、人口980万人超を有する都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地の減少を食い止め、豊かさと潤いを実感できる都市環境を次世代に残すため、下記のとおり要望いたします。実現に向け取り組まれるよう、お願い申し上げます。

記

(都市農業基本法)

- 1 都市農業の振興と多面的機能を持つ都市農地の保全を促進するため、都市に必要な社会資本として明確に位置付けた都市農業基本法を早期に制定し、具体的な施策を打ち出すこと。

(生産緑地指定の推進)

- 2 現在500m²以上としている生産緑地地区の指定に係る面積要件について、基礎自治体が自ら面積要件を設定できるよう法制度を見直すこと。
- 3 小面積の農地をまとめて一団で指定された生産緑地の一部が相続等により指定解除され、残された生産緑地が下限面積を下回った場合について、営農の実態がある場合には生産緑地の道連れ削除を行わないよう法制度を見直すこと。
- 4 相続税納税猶予制度を適用している農地について貸借を認めた場合には、生産緑地を貸し出したまま死亡しても買取り申出ができるようにすること。

(相続に関する規制)

- 5 農地所有者が農家の新たな担い手不足を解消するために、農地所有者が自ら市民農園を開設する場合、および公益的使用を目的に自治体や社会福祉法人、学校法人等に農地を貸し出す場合は、当該農地を相続税納税猶予制度の対象とするよう措置を講じること。
- 6 生産緑地の耕作者が安心して営農できるよう、営農困難時貸付制度を緩和し、利用しやすい制度とするよう措置を講じること。
- 7 農風景を継承し、重要な環境資源でもある屋敷林について、一定の利用制限の下に、相続税の支払負担を軽減する抜本的な措置を講じること。

- 8 都市農地内に設置する防災井戸や備蓄倉庫は、農地の防災機能を高めるために不可欠なものであることから、相続税の支払負担を軽減するなど抜本的な措置を講じること。

(農地の貸借等)

- 9 市街化区域内農地の貸借を可能とし、親族に限らない他の農家の就農を可能とすること。
- 10 農地所有者が相続税納税猶予を受けた農地を公共収用等のために譲渡した場合に、代替農地を円滑に取得できるような制度を構築すること。

(財政支援)

- 11 基礎自治体が、生産緑地を含む市街化区域内農地の保全を目的に農地を買い取る場合に対する財政支援策を講じること。
- 12 農業経営を開始したい就農希望者や農地を拡大したい農業者への農地確保に対する支援策を講じること。

(関係省庁の連携)

- 13 市街化区域内農地が適切に保全される政策を実施するためには、都市計画制度や税制の見直しと都市農業の振興に関する施策の検討を一体的・総合的に進めることが必要である。これらの見直し・検討に当たっては貴省と農林水産省および財務省が一層連携を強化して取り組むこと。
また、「都市計画制度小委員会の中間取りまとめ」を踏まえ、都市農地の保全に向けた具体的な議論を進めること。